

2010年度試験対策 「就労支援サービス」

びわこ学院大学 准教授
福祉リスクマネジメント研究所 所長
烏野猛

この「就労支援サービス」は、主として「生活保護受給者に対する就労支援」と、「障害者に対する就労支援」が柱である。

[試験の出題傾向]

- 労働市場の動向は必出
- 生活保護制度における自立支援プログラムの理解 — 自立の定義、自立阻害要因の類型化がポイント
- 障害者に対する就労支援サービスとしては、「就労移行支援」や「就労継続支援」の対象やその内容の把握
- とくに、「障害者雇用促進法」、「障害者雇用納付金制度」を理解する必要がある
- 就労支援に関わる組織、団体として、公共職業安定所(ハローワーク)の役割・機能を理解

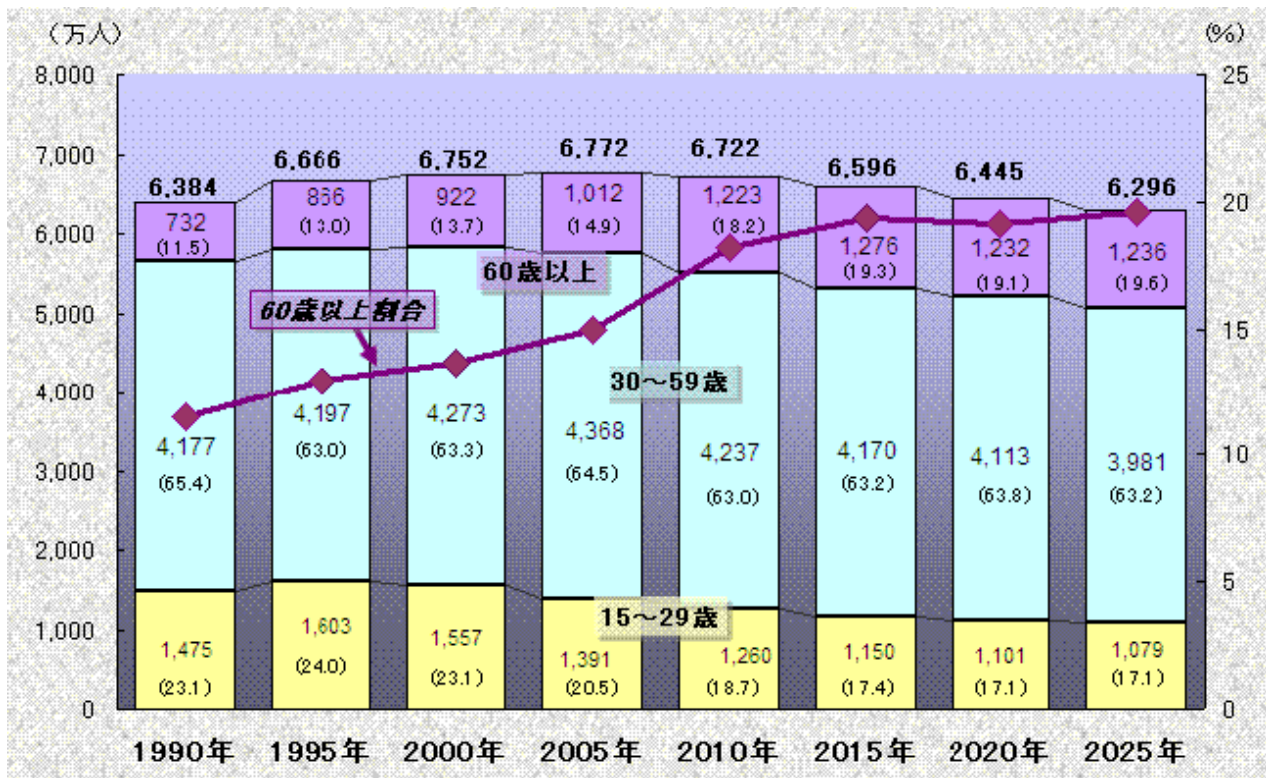
1 労働人口の動向と推移

労働力人口にも、人口減少や人口高齢化はそのまま反映される。

労働力人口は 1990 年の 6,384 万人から 2000 年には 6,752 万人と約 6% 増加、さらに 2005 年に 6,772 万人でピークを迎える。

その後は減少に転じ、2025 年には 6,296 万人とピーク時から 7% 減少すると推計されている。

また、労働力の高齢化も同時に起こり、労働力人口に占める 60 歳以上の割合は 1990 年の 11.5% から、2005 年 14.9% を経て、2025 年には 19.6% となり、労働者の 5 人に 1 人が 60 歳以上となる見通し。



2 低所得者と自立支援プログラム

自立支援プログラムの概要

実施機関は、自主性・独自性を生かして被保護者の実状に応じた多様な支援メニューを整備

(例1)稼働能力を有する者→ 就労阻害要因を段階的に克服し、就労を実現するためのメニュー

- ・「ひきこもり」、無気力等の場合のグループカウンセリングを通じた日常生活自立支援
- ・福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
- ・職業訓練や履歴書の書き方、面接の受け方等の具体的就職支援活動を通じた就労自立支援

(例2)社会的入院患者(精神障害者)→ 居宅生活への復帰やその維持・向上のためのメニュー

- ・居宅生活等への移行の支援及び居宅生活の支援を通じた日常生活自立支援
- ・福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
- ・福祉的就労や職業訓練等を通じた就労自立支援

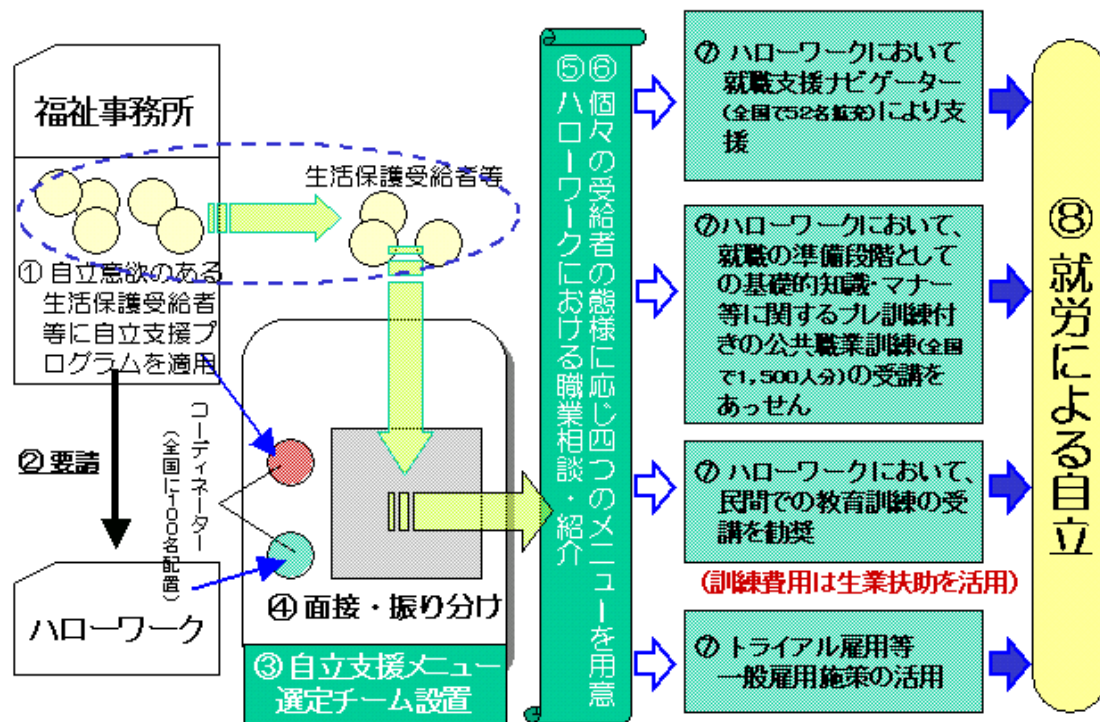
(例3)高齢者→ 健康的な自立生活を支えるためのメニュー

- ・筋力向上トレーニング、転倒骨折予防等の介護予防を通じた日常生活自立支援
- ・福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援

被保護者に対して実状に応じたプログラムへの参加を指導するとともに、プログラムに沿った早期かつ体系的な支援を実施

被保護者がプログラムへの参加を拒否する場合などには、最終的に保護の廃止等も考慮

ハローワークとの連携等による生活保護受給者等の就労支援のイメージ



母子自立支援プログラム 他県の例をみると…

母子家庭に対する就業支援施策

平成17年度新規事業

(1)母子家庭の母に対する準備講習付き職業訓練の実施(657百万円)

準備講習(4~5日程度)	母子家庭の母 1,500人
↓	

公共職業訓練(3~6月程度) |

|
|
└

※1,000 人の受講者には訓練手当を支給(月額平均 138,170 円)

※生活保護受給者に対しても同じ事業(規模、予算)を実施

(2)母子自立支援プログラム策定事業(118 百万円)

福祉事務所に母子自立支援プログラム策定員を配置(86人)

↓

自立が見込まれる児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定

↓

ハローワークとの連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施

※実施地域は、東京都、大阪府、政令指定都市(静岡市を含む)

平成17年度見直し

自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費について、国が定める対象講座・対象資格以外に都道府県知事等が地域の実情に応じて対象講座や資格を追加指定する場合、国への事前協議を廃止

○自立支援教育訓練給付金

- ・雇用保険等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母を対象
- ・講座終了後に受講料の 4 割相当額(上限 20 万円、下限 8 千円)を支給

○高等技能訓練促進費

- ・介護福祉士等の資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する母子家庭の母を対象
- ・生活費として、最後の 1/3 の期間、月額 103,000 円を支給

3 母子自立支援プログラムについて

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を設置することとする。

策定員の選定と配置

安定所OB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等

※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可



面接の実施

○児童扶養手当受給者のうち自立・就労に対する意欲のある者等に対し個別に面接を実施



計画書の策定

- (1) 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- (2) 本人の自立・就労を阻害している要因、課題
- (3) 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容
- (4) 自立目標
- (5) 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価
- (6) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

関係機関等との連絡調整



就労支援事業への移行

- 就職等支援方策を検討するため、生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる支援対象者については、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整。
- 策定員は、就労支援メニュー選定チームの構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し面接を実施。
- 面接修了後、支援対象者に最も適した支援メニューを選定。

3 障害者雇用促進法

[障害者雇用の実態]

1 民間企業における雇用状況 平成21年度

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業(56人以上規模の企業;法定雇用率 1.8%)に雇用されている障害者の数は332,8115人で、前年より2.2%(約7千人)増加。

このうち、身体障害者は268,266人、知的障害者は56,835人、精神障害者は7,710.5人。

実雇用率は1.63%(前年は1.59%)、法定雇用率達成企業の割合は45.5%(前年は44.9%)。

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300人以上規模企業で前年より増加。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率(1.63%)と比較すると、

- * 1,000人以上規模企業(1.83%)、500～999人規模企業(1.64%)については上回った。
- * 300～499人規模企業(1.59%)、56～99人規模企業(1.40%)、100～299人規模企業(1.35%)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業以外の企業で前年より上昇した。

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業以外の業種で増加。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率(1.63%)と比較すると、

- * 農、林、漁業(1.70%)、製造業(1.76%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.92%)、運輸業、郵便業(1.81%)、金融業、保険業(1.66%)、生活関連サービス業、娯楽業(1.79%)、医療・福祉(1.95%)、複合サービス業(1.69%)は上回った。○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)が、63.0%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、法定雇用率未達成企業の63.4%となっている。

障害者雇用促進法の改正内容 … 別紙

障害者雇用促進法の一部抜粋

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者又は知的障害者の雇用職務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 障害者 身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。
2. 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。
3. 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定める

ものをいう。

4. 知的障害者 障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
5. 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
6. 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
7. 職業リハビリテーション 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。

(基本的理念)

第3条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

第4条 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

(障害者雇用対策基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下「障害者雇用対策基本方針」という。)を策定するものとする。

2 障害者雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

1. 障害者の就業の動向に関する事項
2. 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本とな

るべき事項

3. 第5条の事業主が行うべき雇用管理に関して、障害者である労働者の障害の種類及び程度に応じ、その適正な実施を図るために必要な指針となるべき事項

障害者雇用率制度

障害者雇用率制度について

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下法という）」で、民間企業や官公庁を問わず障害者を雇用する義務が課せられている。（法第38条）

(1) 障害者雇用率制度

障害者雇用義務の目的は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障害者又は知的障害者を雇用しているという状態を実現することにある。この平等の割合が雇用率になる。

雇用率の適用単位は、企業全体について計算する。

法定雇用障害者数 = (企業全体の労働者数 - 除外率相当数) × 障害者雇用率

障害者雇用率

	法定雇用率
民間企業	1. 8%
特殊法人	2. 1%
官公庁	2. 1%
厚生労働大臣の指定する教育委員会	2. 0%

(注意) 身体障害者又は知的障害者のうち重度障害者については、1人をもって、2人雇用しているものとみなす。このことをダブルカウントと言う。また、短時間労働者のうち重度障害者に限って、1人としてカウントする。

(2) 除外率制度

身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の社会連帯の理念からは、原則として、平等の割合で障害者を雇用すべきもの。しかし、現実には、障害者が就業することが困難であると認められる職種もある。これらの職種の労働者が、その事業所の労働者の相当の割合を占める業種を除外率設定業種として、除外率を定めている。具体的には、除

外率によって算定される除外労働者数を総労働者数から控除した上で、雇用率を適用する。

適用単位は、事業所単位。

障害者を雇用する事業所に対する税制的優遇措置

障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充(所得税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても適用要件の算定に当たり短時間労働者を加える。

法改正内容

短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週 20 時間以上 30 時間未満)を追加



税制上の特例

対象となる障害者等の範囲に短時間労働者(週 20 時間以上 30 時間未満)を追加

対象税制

- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(所得税、法人税、法人住民税)
- ・心身障害者等を多数雇用する事業主に係る不動産取得税の減額及び固定資産税の課税標準の特例

特例

- ・心身障害者を多数雇用する事業所に係る事業所税(資産割)の課税標準の特例
- ・障害者の「働く場」に対する発注促進税制(所得税、法人税、法人住民税)

4 障害者福祉施策における就労支援制度について

- ・就労移行支援事業
- ・就労継続支援事業 A 型
- ・就労継続支援事業 B 型 については、別紙で